

静岡県告示第368号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和4年4月26日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 区域の名称
- 半済北ノ谷A 急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡 市	区 町	大 字	字	地 番
菊川市		半済		次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から12号までを順次結んだ線及び標柱1号と12号を結んだ線に囲まれた区域
			榎下	35 1号
			北ノ谷	37－1 2号
			〃	37－1 3号
			〃	38－1 4号
			〃	48 5号
			〃	60－1 6号
			〃	60－1 7号
			〃	60－1 8号
			〃	60－1 9号
			〃	60－1 10号
			榎下	57－1 11号
			北ノ谷	48 12号